

研究・技術計画学会「分科会」について

平成20年8月
庶務理事会決定・会長了承

研究・技術計画学会(以下「学会」という。)の分科会の活動に関して、今般、その趣旨、要件、手続き等を以下のとおり明確化し、今後、運用することとします。

1. 分科会の趣旨

分科会は、学会が対象とする主な分野について、例会、研究会などを開催することにより、学会員の関心に応えるとともに、学会員の交流、啓発の場として機能することが期待されています。分科会は、その設立を希望する者が、以下の要件を了承して事務局へ申請し、業務委員会の審査を経て会長が承認したものをいうこととします。

2. 分科会の要件と学会による支援等

(1) 分科会の要件

年間に3回以上、分科会名に相応しい内容の分科会を開催すること。この場合、の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とします。

学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に1回、その活動状況を学会事務局に報告していただくこととします。

分科会への学会員の参加費は、学会会費及び所定の分科会登録料以外は、無料とさせていただきます(ただし、実費相当の資料代を徴収することは可とします)。

(2) 分科会の存続年限

分科会の存続期限は特に限定しません。ただし、原則として、分科会開催回数が年間3回未満、あるいは、登録会員数が40名未満の状態が3年続いた場合には、学会分科会の名称を用いての活動を中止して頂きます。

(3) 学会による支援

分科会は、その活動にあたって、研究・技術計画学会分科会の名称を用いることができます。

分科会の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができます。

希望する分科会に対して、一会計年度30万円を上限として分科会開催費の支援を行います。この場合、経理を適切に管理していただきます。なお、この支援金額は各会計年度ごとに見直される場合があります。

総会において分科会の活動を紹介します。

3. 手続き

分科会の設立を新たに希望する者は、以下の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提

出して頂くこととします。また、分科会の名称、目的を変更する場合は、本手続きを準用します。

分科会の名称

分科会の目的及び既存の分科会では十分な取り組みがなされないと考える理由

分科会の主査 1 名以上（学会員に限る）、幹事 1 名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先

分科会の設立を求める学会員 50 名以上の氏名・連絡先（代表者及び幹事含む）のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等

研究懇談会等におけるこれまでの実績

主査又は幹事が交代する場合は、学会にご連絡いただきます。

4．現在活動中の分科会の扱い

現在活動中の分科会については活動を継続して頂きますが、上記 2．及び 3．（分科会の名称、目的を変更する場合。主査又は幹事が交代する場合に係るもの）の定めるところに沿っていただきます。

5．その他

本文書に記載のない事項については、事務局及び庶務理事会において適宜定めます。